

大洲市地籍調査事務支援システム及び地籍調査成果管理システム賃貸借 プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大洲市地籍調査事務支援システム及び地籍調査成果管理システム賃貸借（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

大洲市地籍調査事務支援システム及び地籍調査成果管理システム賃貸借

(2) 業務の目的

別添の仕様書のとおり

(3) 業務内容

別添の仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年10月31日まで

（賃貸借期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日まで）

(5) 事業規模（提案限度価格）

金21,621,600円（消費税及び地方消費税、リース金利を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市区町村税（全税）の滞納がないこと。
- (5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。
ただし、資格の認定を受けていない者で、参加を希望する者は、資格確認書類を提出し認定を受けることで今回の業務に限り参加できることとする。
- (6) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (7) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (8) 高品質及び守秘義務を保証するため、契約までに次の資格のうち品質に関するア並びに守秘義務に関するイ又はウのいずれかを取得していること。
 - ア ISO9001（必須）
 - イ ISO/IEC27001
 - ウ JIS Q 15001
- (9) 全国の自治体で現在も運用している実績があること。また、運用中の自治体の中には大洲市と同規模以上（概ね人口規模4万人）の自治体があること。
- (10) 関係法令の改正により必要となるシステムの改修に迅速かつ適切に対応するため地籍調査技術に関する調査・研究を行っている一般社団法人日本国土調査測量協会に登録しており、その技術上の事項を管理する専門的応用能力を有すると同協会が認定した地籍調査管理技術者の有資格者を保有していること。
- (11) トラブル発生時に迅速な対応や関係機関との連携を可能とするため、地籍システムに精通した技術者が常駐するサポート拠点（本店、支店又は営業所）を国土交通省四国地方整備局管内に有すること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年5月31日(水)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年6月 1日(木)から 令和5年6月 7日(水)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年6月 9日(金)
④ 参加申込書の提出期限	令和5年6月13日(火)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和5年6月20日(火)

⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年6月21日(水)から 令和5年7月4日(火)まで
⑦ 企画提案書の審査 プレゼンテーション・ヒアリング (Web 会議システム利用の場合あり)	令和5年7月28日(金)予定
⑧ 審査結果の通知・公表	令和5年8月1日(火)予定
⑨ 契約の締結	令和5年9月上旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和5年5月31日(水)

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和5年6月1日(木)9時から令和5年6月7日(水)17時までとします。(ただし、受信確認は、9時から17時までとし、土日は受付を行いません。)

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

農山漁村整備課

E-mail : nosangyosonseibika@city.ozu.ehime.jp

電話番号 : 0893-24-1743 (ダイヤルイン)

4) 回答方法

令和5年6月9日(金)以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契

約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書（様式2）
- 2) 業務受託実績書（様式3）
- 3) 市区町村税の納税証明書（契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。）
- 4) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
- 5) ISO9001（必須）及びISO/IEC27001又はJIS Q 15001の資格を証する書類（認定証）の写し
- 6) 本業務の管理責任者（技術責任者）調書（様式4）
- 7) 地籍調査管理技術者登録証の写し
- 8) 本業務の業務実施体制図（様式5）
- 9) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、競争入札参加資格の認定を受けていない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - イ 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し
 - ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - エ 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - オ 個人にあっては、直近年度の市区町村税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

② 提出期限

令和5年6月13日（火）17時必着

③ 提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所 農林水産部 農山漁村整備課

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

※ 封筒の表には、本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよ

うに記載してください。

⑤ 提出部数

提出書類 各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書等提出書類及び資格確認書類について、事務局で確認を行い、参加申込書等提出者に対し、電子メール及び文書にて参加資格審査結果（様式6）を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知を受けた者の内、参加資格を有することを認められた参加者は次のとおり必要書類を提出してください。

① 提出書類等

1) 企画提案書表紙（様式7）

2) 企画提案書

ア 本業務の実施方針及び手法（様式8）

（企画提案内容評価基準の評価項目に従って記載すること）

イ 本業務の工程表（任意様式 A4版）

3) 機能要件調査票

4) 見積書及び内訳書（ソフトウェア及びハードウェア賃貸借と年間保守別 任意様式 A4版）

5) 提案するシステムの仮操作が可能なCDもしくはDVD、又はデモ動画等（提出は任意）

② 提出期間

令和5年6月21日(水)から令和5年7月4日(火)まで

（受付時間帯は、土日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

大洲市役所 農林水産部 農山漁村整備課

④ 提出方法

郵送又は直接持参してください。

※ 郵送による場合は、6(2)④と同じ。

⑤ 提出部数

正本1部、副本6部及びCDもしくはDVDに格納した電子データ（PDF及びワード、エクセル等の元データ）

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- ① 実施日程
令和5年7月28日（金）予定
※ 詳細については、企画提案者に別途連絡します。
- ② 実施方法
 - 1) 担当者が提案企画書についての説明を行うこと。
 - 2) ソフトウェアのデモンストレーションを行うこと。
 - 3) 説明は1時間以内、質疑応答は10分程度とします。※ 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況によっては、本市から招待する Web 会議により行う場合があります。
- ③ その他
企画提案書の提出が1者の場合でも当該企画競争は成立します。なお、参加申込書提出者が多数の場合は、書類審査とプレゼンテーション及びヒアリング等を分けて実施する2段階での選定となる場合があります。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市地籍調査事務支援システム等賃貸借プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、機能要件、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

① 第1次審査（書面審査）

企画提案書の提出者が2者以下の場合には、第1次審査は実施しません。

② 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 日程

令和5年7月28日（金）予定

イ 場所

大洲市役所（大洲市大洲690番地の1）

ウ その他

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況によっては、本市から招待する Web 会議により行う場合があります。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者としません。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

(5) プロポーザル方式における審査項目

審査項目		評価項目	配点
機能評価		機能要件調査票による	
提案評価	1. 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針が本業務の目的や実施内容と一致しているか。 ・本市の現状の課題や問題点を理解した上で、的を射た提案内容になっているか。 ・国の方針に従った、主流な技術を用いた将来的にも信頼性のある提案となっているか。 ・導入や運用保守に対する方針が明確に提案されているか。 	5
	2. 導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者に本業務と類似する業務経験が十分にあるか。 ・提案システムに関する地方自治体における導入および運用・保守に関して十分な実績があるか。 	5
	3. 導入効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の円滑化・効率化や負担軽減に期待できるか。 ・住民サービスの向上が期待できるか。 ・現行システムでの課題を踏まえ、利用者にとってメリットのあるシステムが提案されているか。 ・業務が集中した場合におけるレスポンスについても十分な性能が確保されているか。 ・新しい技術が含まれた提案となっているか。 ・導入機器に関して、電力消費量の低減等環境に配慮したものであるか。 ・導入機器に関して、省スペース化等がなされているか。 	25
	4. 操作性・視認性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のことを考えた工夫がなされ、利用者が直感的に操作できる・視覚的にわかりやすいなど、使い易いシステムとなっているか。 ・管理者のことを考えた工夫がなされているか（管理者が交代してもスムーズに習熟できるようになっているか）。 ・障害や異常値等を検知・通知できる仕組みを提案されているか。 	20
	5. 導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない妥当なスケジュールとなっているか。 ・業務遂行のために必要な作業項目が明確となっているか。 ・提案者と管理者の作業分担が明確となっているか。 	5
	6. 支援体制 操作説明・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けて利用者の負担軽減となる工夫があるか。 ・利用者を効果的にサポートする体制やマニュアル等が用意されているか。 ・システム等のトラブルが発生した場合に速やかに対応する体制やマニュアル等が用意されているか。 ・各種メーカーからの支援を受けられる体制となっているか。 ・管理者に対する操作説明又は操作マニュアルについて、学習効果が期待できるか。 	10
	7. 情報セキュリティ等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案システムを利用する上で、情報セキュリティ対策（ランサムウェア対策等）や災害対策（機密性、完全性、可用性）が十分であるか。 ・バックアップ等データを保護する仕組みが十分に配慮されているか。 	20

		・インシデントや機器不具合等からの情報復旧が速やかに行えるか。 ・提案者やシステム運用者の事業者全体で個人情報保護に係る対策や取組を行っているか。	
	8. その他	・仕様書以外の項目で業務を進めるうえで有利となる提案がなされているか。 ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。質疑応答は適切に対応されているか。	10
	合計		100
見積書	適正な見積もりがなされているか		—

8 審査結果

審査結果は、令和5年8月1日（火）以降に大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書（様式9）」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

本業務に係る契約の締結は、受託候補者からリース会社へ賃貸借契約の委任を行う場合には、当該リース会社と賃貸借契約を締結します。

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請

求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
担当部署 大洲市役所 農林水産部 農山漁村整備課 担当 佐々木
電話番号 0893-24-1743
FAX 番号 0893-24-1132
E-mail nosangyosonseibika@city.ozu.ehime.jp